

誰にでも関係のある

「不動産」について、考えていきましょう！

## ⑥土地の利用（使用編）



### 【自分で使う】

最初に考えやすいのが「自分で使う」という使い方です。より広くいえば、「子供や家族の誰かが使う」という使い方も当てはまります。この場合、基本的に自分が自由に土地というスペースを使えるのですから、どんな使い方ができるかを考えましょう。

### 【住まい】

自分で使う場合、まず考えられるのが「住まい」または「住まいの一部」として使う方法です。すでに自分の住まいがある場合は、別荘や倉庫など、さらに生活を充実させるような使い方が考えられます。防音などの設備を整えて、自分だけの特別な空間を作るのも良いかもしれません。

最近ではコロナによるリモートワークの急速な普及によって、複数の住まいを転々とする方もいます。また老後の地方移住などを見越して別荘を持ち、休日を利用して少しずつその環境に慣れるという使い方もあるようです。そのような事態を見越して、当初から別の住まいを持っておくことも一つの有意義な使い方といえます。

### 【耕作や事業】

農業を営む場合に限らず、土地を田んぼや畑などとして活用するのも一つの使い方です。建物が不要な分、格安で土地を活用できます。作った作物で一定の自給自足生活ができるほか、作物を売って家計の足しにすることもできるかもしれません。最近では、社会や会社の人間関係など煩わしい方が、農業を始める声もよく聞きます。

### 【駐車場経営】

◎少ない初期投資でも始められる

土地だけあれば初期投資ゼロで始めることも可能です。

◎狭い土地でも始められる

住宅に向かない狭小地や変形地でも、駐車場経営なら可能だというメリットがあります。

◎短期間で事業スタートできる

事業スタートまでの時間が短いことも、駐車場経営の魅力のひとつです。

◎やめたい時もすぐ対応しやすい

最後のメリットは、土地を転用させなくなったり、事情ができて駐車場経営から撤退したくなったりした時に、経営をやめやすいという点です。場所によっては駐車場経営の方が良いのでは！

皆様の空き土地がありましたら弊社でも  
ご提案できますのでお気軽にお問合せください！

次回は  
「⑦土地の有効活用」をお伝えします。

## 岩手 お花見人気スポット

### ●石割桜

周囲21メートルの巨大な花崗岩を割ってエドヒガンザクラが伸びています。国の天然記念物にも指定されています。

### ●小岩井農場

まきば園から約1.5kmの牧草地にあり、NHK連続テレビ小説「どんど晴れ」で有名になりました。

### ●北上展勝地

「日本さくら名所100選」「みちのく三大桜名所」に数えられています。

### ●盛岡城跡公園(岩手公園)

例年4月上旬から5月上旬にかけて、「盛岡さくらまつり」が開催され、ぼんぼりの灯りと桜のライトアップが城の周辺を彩ります。



### ●米内浄水場

1934年(昭和9年)に完成した盛岡市で最も古い浄水場です。米内浄水場の完成と同時に植栽されたヤエベニシダレヒガンザクラが楽しめます。

### ●中尊寺

2011年に「世界文化遺産」に登録された中尊寺。月見坂、金色堂前、東物見、大池跡など境内各所で桜が楽しめます。

### ●雫石川園地

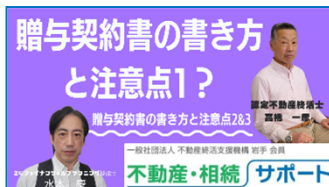
並木は1.5kmほど続き、約40年前に植樹されました。堤防に上がれば、ほぼ目線の高さで桜が楽しめます。

2024年盛岡市の桜の開花予想日は4/6、満開予想日は4/13だそうです。暖冬の影響により例年より、10日程早いところが多くなるそうです。春ももうすぐそこですね！！

不動産・相続に関する様々な情報を  
You Tube にて発信中！！



<編集後記>



当社ホームページ

▶ 当社公式  
You Tubeチャンネル  
をご覧ください

視聴は  
こちらから➡



<https://www.fudosan-sozoku.net>

Googleにて  
『不動産・相続サポート百万石建設(株)』を検索

会社情報など掲載しています！

## つらい花粉症の対策

- 目の症状ならゴーグルや洗眼、鼻の症状ならマスク、食事ではお茶や乳酸菌を積極的に摂取する。
- 花粉を吸い込まないようにするためマスク、メガネ、帽子を身につける。
- 風の強い晴れた日は、外出を控える。
- 花粉の飛びピークである昼前から午後3時頃まで、外出を控える。
- 花粉を除去するため、鼻うがいをする。
- 花粉症に目薬と内服をする。

自分の出来ることから対策をしていき乗り越えましょう！！

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

# 不動産・相続 サポート

百万石建設株式会社 建築事業部

〒028-3615

岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手会員  
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員  
宅地建物取引業 岩手県知事(1)2709号

お気軽にお電話ください。

TEL.019-697-1500

不動産・相続  
サポート  
ホームページ



メール  
登録



ライン  
登録

